

福生市国土強靱化地域計画（案）について（概要）

1 計画の背景・位置付け等

(1) 計画策定の背景

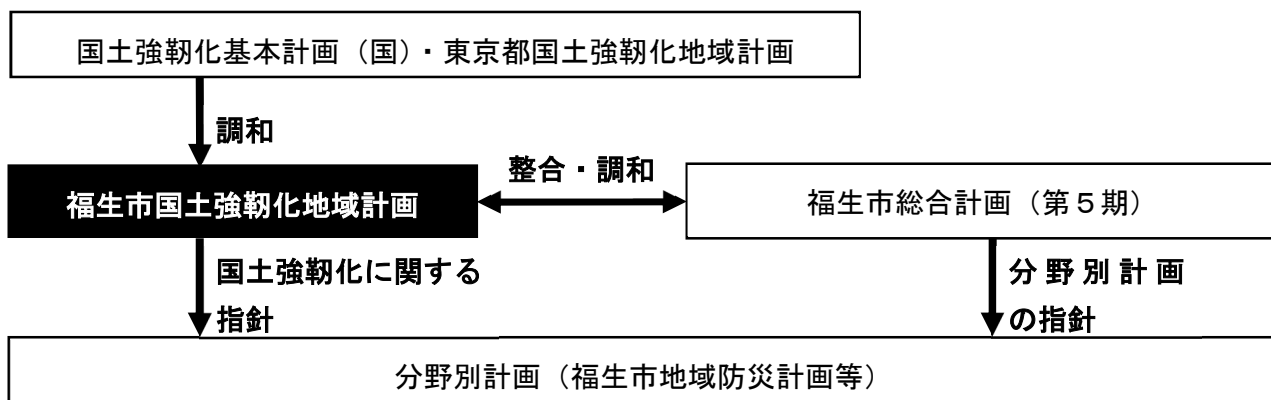
平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムのぜい弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行するとともに、平成 26 年 6 月には国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定(平成 30 年 12 月改定)するなど、強靱な国づくりを進めている。それに伴い、東京都も国の動きに合わせて、平成 28 年に、「東京都国土強靱化地域計画」を策定した。

本市においても、大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「福生市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものとする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「福生市総合計画(第 5 期)」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



(3) 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間とする。その後、福生市総合計画の修正に合わせて見直しを行う。

ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

2 計画の目標

(1) 基本目標

本計画では、国・都計画との調和を図り、次の4項目を基本目標とした。

- ア 人命の保護が最大限図られること。
- イ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

- ア 直接死を最大限防ぐ
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- オ 経済活動を機能不全に陥らせない
- カ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- キ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ク 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 ぜい弱性の評価及び施策分野別の推進方針

(1) リスクシナリオの設定とぜい弱性の評価

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、35の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定した(リスクシナリオについては「表2: リスクシナリオ及び強靱化施策分野の関係性」を参照)。

また、「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、課題の所在と対応方策について分析・整理した。

ぜい弱性の分析・評価を実施する上で重点的に考慮したポイントは次のとおりである。

●ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

●ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要がある。

●多様な主体との連携

●本市の国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国、都、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要がある。

(2) 国土強靱化施策分野の設定

国・都計画で設定された施策分野を参考とし、福生市総合計画（第5期）との調和を図りながら、本市の強靱化に関する施策分野を次のとおり設定した。

- ①経済・産業 ②まちづくり ③防災・防犯・交通安全 ④環境
 ⑤教育・文化 ⑥健康・医療・福祉 ⑦行財政・情報通信

表1：強靱化地域計画と総合計画（第5期）の施策分野の関係性

福生市国土強靱化地域計画 施策分野	福生市総合計画（第5期） 施策分野	
	①経済・産業	大綱1 生み出す
②まちづくり	大綱1 生み出す	3 魅力的な都市環境を生み出す
③防災・防犯・交通安全	大綱2 守る	5 安全・安心な生活を守る
④環境	大綱2 守る	4 快適な生活環境を守る 7 歴史・文化と自然を守る（17 自然環境の保全）
⑤教育・文化	大綱3 育てる	7 歴史・文化と自然を守る（16 歴史遺産の保全文化・芸術の継承） 9 子どもの生きる力を育てる 10 地域ぐるみで人を育てる
	大綱5 つなぐ	19 地域づくり活動をつなぐ 20 多様性を認め合う
⑥健康・医療・福祉	大綱2 育てる	8 安心して子どもを産み育てる環境をつくる
	大綱4 豊かにする	11 高齢者の生活を豊かにする 12 障害者（児）の生活を豊かにする 13 自立促進に向けて安定した生活を支える 14 健やかで豊かなくらしを支える
⑦行財政・情報通信	大綱5 つなぐ	15 人と地域をつなぐ 16 市民に信頼される行政運営を進める 17 持続可能な財政を未来につなぐ 18 持続可能な行政組織を未来につなぐ

(3) 推進方針の決定

35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」についてぜい弱性の分析を行い、それらを回避するために必要となる施策を分析・整理した結果、リスクシナリオと国土強靱化に関する施策分野の関係性は、次の表のとおりとした。

また、国土強靱化に関する施策分野に属する各施策について、ぜい弱性の分析結果をもとに、それぞれ対応方策を決定した。

表2：リスクシナリオ及び強靱化施策分野の関係性

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	強靱化施策分野						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		●	●		●	●	●
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		●	●		●	●	●
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		●	●		●	●	●
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		●	●		●	●	●
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		●	●	●	●		
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			●		●		●
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生		●	●				●
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能のまひ		●				●	
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生						●	
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生		●			●	●	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			●				
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							●
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信のまひ・機能停止			●	●			●
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			●			●	●
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			●			●	●
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●	●					
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	●		●				
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	●						
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止	●	●	●				
	5-5 食料等の安定供給の停滞		●	●				
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	●			●			
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	●	●					
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		●					
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	●	●					
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全		●					●
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の火災の発生による死傷者の発生	●	●					●
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通まひ		●	●				●
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		●					●
	7-4 事業所等からの有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	●	●		●			●
	7-5 農地等の被害の拡大による地域の荒廃	●						
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●			
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			●		●		●
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態		●	●		●		
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		●					●
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	●						●

4 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

そこで、本計画における基本目標のうち「人命の保護が最大限図られること」を最優先として、7つの強靱化施策分野及びそれぞれに掲げる施策から、影響の大きさや緊急性を踏まえて総合的に判断し、次の重点化すべき施策群（重点化施策）を設定した。

重点化すべき施策群（重点化施策）		
	施策分野名	施策名
②	まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な都市整備の推進 ○住宅・建築物の耐震化 ○空家等対策の推進 ○浸水対策の推進 ○主要幹線道路等ネットワークの整備 ○道路の防災対策 ○道路・橋りょうの耐震化 ○無電柱化対策
③	防災・防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化 ○防災機能の整備 ○非常用物資の備蓄促進 ○消防人材の強化 ○土砂災害危険個所の警戒避難体制の整備
⑤	教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設における防災機能向上 ○児童福祉施設における防災機能の整備
⑥	健康・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療体制の充実 ○要配慮者避難対策の推進 ○社会福祉施設等の改修整備及び連携体制の構築
⑦	行財政・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の災害対応力の向上 ○災害関連情報の収集・伝達体制の整備 ○外国人への防災情報の提供 ○被災者の生活再建支援

5 計画の推進と進行管理

(1) 推進体制

本計画は、本市の庁内各部署間の連携はもとより、国、都、各種関係機関、民間事業者等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとする。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、重要業績指標（K P I）等を用いて毎年度進捗状況を把握し、また、本計画は「福生市総合計画(第5期)」と整合を図っていることから、総合計画の修正や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせ、P D C Aサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図るものとする。